

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表の上下水道企業職給料表（1）の適用職員の表備考に次の1項を加える。

- 3 初任給規程第5条の2の適用を受ける者であって、第4条第3項ただし書によりその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとして同条第4項及び第5項の規定を適用することがその者に有利である場合には、前2項の規定にかかわらず、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（令和8年川崎市上下水道局規程第2号）附則第2項の適用を受ける者に対する改正後の川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程別表上下水道企業職給料表（1）の適用職員の表備考第

3項の適用については、「初任給規程第5条の2の適用を受ける者」とあるのは「川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（令和8年川崎市上下水道局規程第2号）附則第2項の適用を受ける者」とする。